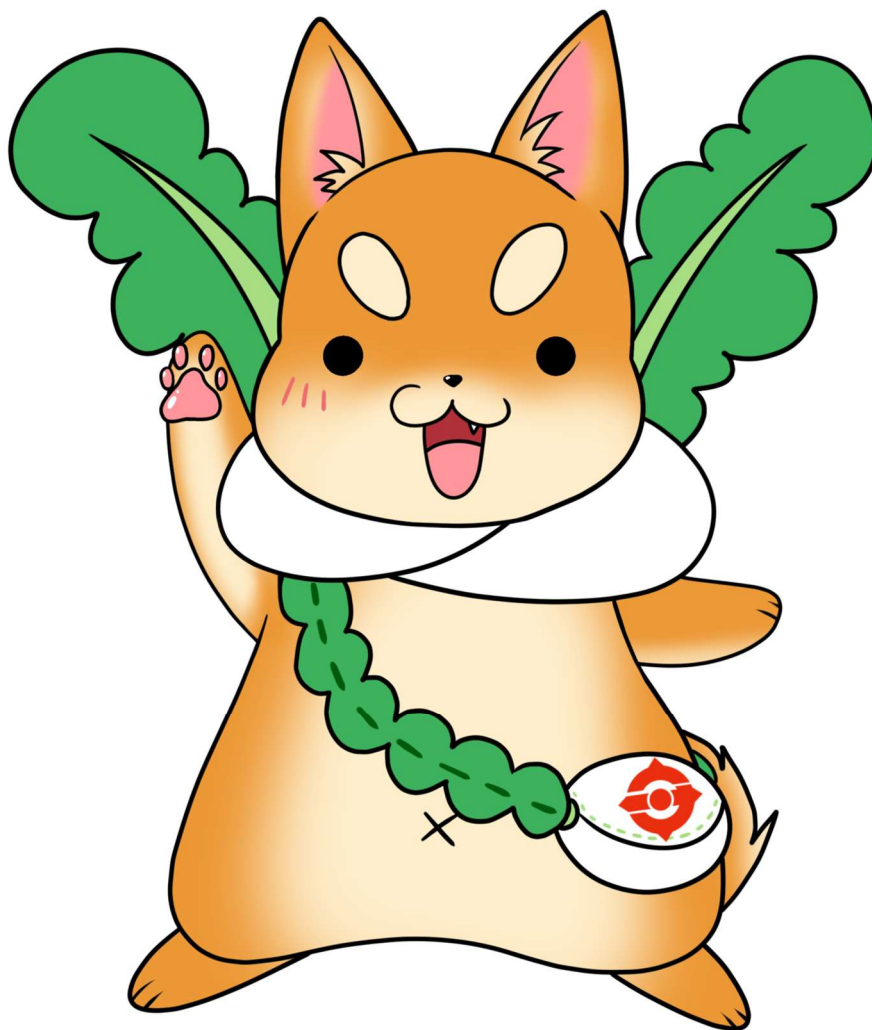


守口市シンボルキャラクター 「もい吉」 デザイン使用の手引き



守 口 市

令和8年8月1日 改定

守口市では守口市シンボルキャラクター「もり吉」(以下「もり吉」という)を適切に使用して頂くために、「もり吉」デザイン使用の手引きを設けました。

1. デザインの使用に際して

デザイン等に関する一切の権利は、守口市に属します。

そのため、デザイン等を使用する場合は、必ず事前に申請書を提出してください。

2. デザインの使用承認申請について

(1) 下記の①②に該当する場合

申請書は不要ですが、「守口市シンボルキャラクター使用手続要綱」やこの「手引き」をお読みいただき、市の信用や品位、守口市シンボルキャラクターのイメージを損なうことがないように適切に使用してください。

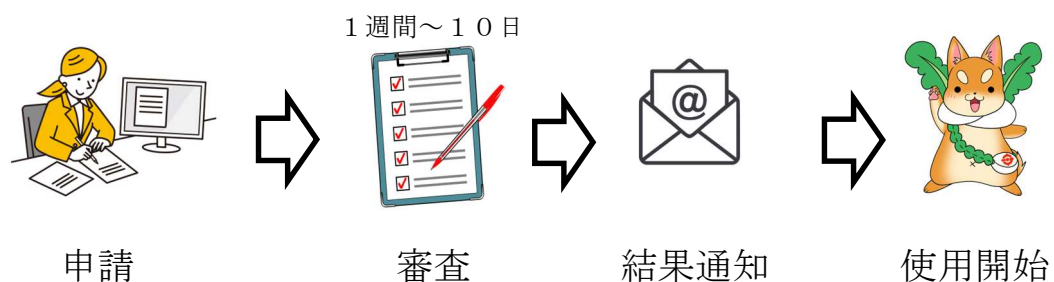
(2) 下記の①②に該当しない場合

使用承認申請が必要となりますので、守口市シンボルキャラクターデザイン承認申請書を使用し、申請してください。

①市が事業のために使用する場合

②その他市長が適当と認めた場合。

3. 使用承認申請の流れ



4. 使用承認申請の手続き方法

(1) 申請書提出

① 申請は次の書類をメール、郵送または持参により提出してください。

- ・守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認申請書
- ・デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- ・団体等の概要書、又は構成表

② 営利を目的としてデザインを使用する場合は次の書類をメール、郵送または持参により提出してください。

- ・守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認申請書
- ・事業計画書
- ・デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- ・団体にあっては、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

③ 申請書提出先

守口市役所 魅力創造発信課 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 TEL : 06-6992-1353 FAX : 06-6992-1272 E-mail: kouhou@city.moriguchi.lg.jp 件名は【守口市シンボルキャラクターデザイン使用申請】にしてください

(2) 受付・審査

提出していただいた申請書を受け付け、審査を行います。

審査結果発送までに1週間～10日程度かかります。

(3) 審査結果の通知

審査結果は市よりメールにて通知します。

また、使用を承認した場合は、使用申請のあった「もり吉」デザインのデータをメールで送らせていただきます。

(4) 使用開始

承認通知書が届き次第、使用可能です。

使用にあたっては、最終ページ(7ページ)の事項を遵守していただき、正しくご使用ください。

5. 使用承認の基準について

次の事項に該当する場合は、使用の承認をいたしません。

- (1) 本市の信用又は品位の失墜に至るおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (7) その他承認することが不適當と認められるとき

6. 承認通知書交付後の申請内容変更について

承認通知書の交付後、使用の承認の内容について変更をされる場合は次の書類をメール、郵送または持参により提出してください。

- ・ 守口市シンボルキャラクターデザイン使用承認変更申請書
 - ・ デザインを使用した製作物等を作製するときは、その見本
- なお、使用承認変更申請書提出後の流れは2ページ4(1)～(4)の使用承認申請時と同じになります。

7. 使用承認の取消

次の(1)～(3)いずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消します。

- (1) 守口市シンボルキャラクター使用手続要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき
- (3) 前(2)に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき

→使用承認を取り消された場合

- ・ 使用承認に係る内容をいかなる場合であっても使用することはできません。
- ・ デザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市はその責任を負いません。

8. その他の注意事項等

＜損失補償等の責任＞

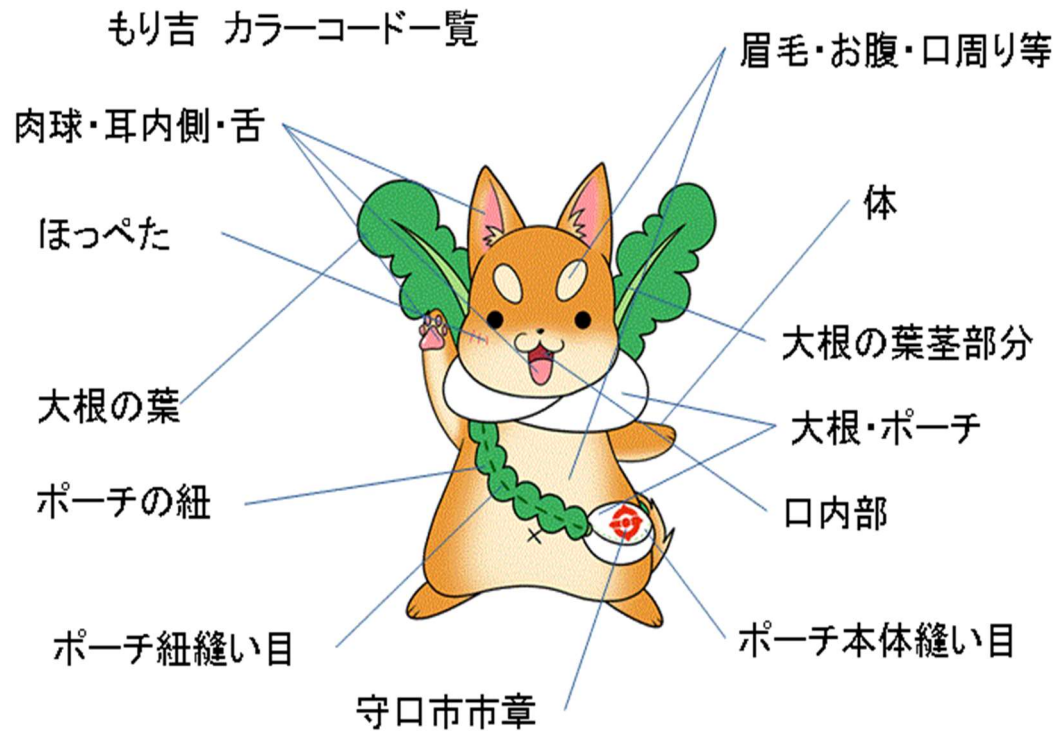
- ・市は、デザインの使用を承認したことに起因する損失等について、一切の責任を負いません。
- ・使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

＜権利の設定等の禁止＞

使用者は、デザインについて、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をすることは禁止とします。

9. もり吉カラーコード

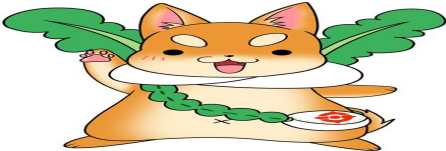
もり吉を使用する場合はカラーコードを遵守してください。



部位	カラーコード
体	#ec9836
眉毛・お腹・口周り等	#fef0cd
肉球・耳内側・舌	#ff969d
口内部	#b0313a
ほっぺた	#ec686c
大根の葉・ポーチの紐	#3db15e
大根の葉茎部分	#a8df84
ポーチの紐縫い目	#005a0b
ポーチ本体縫い目	#a4dc7f
守口市マーク	#ea2e10
大根・ポーチ	#ffffff

10. デザイン使用の注意

もり吉デザインに文字や写真をかぶせること、反転させることや、たて・よこの比率を変えることなどの加工はしないでください

 変形	
 見切れる	
 かぶせる	
 反転	  正

11. 使用上の遵守事項

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する使用の条件に従うこと
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること
- (3) 守口市シンボルキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) 使用者はこの承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) デザインを自己のものとして、商標または意匠に使用しないこと
- (6) 守口市シンボルキャラクターであることを明示すること
明示方法：守口市シンボルキャラクター「もり吉」
- (7) デザインを事業、商品等に用いる場合に当たっては、本市が当該事業、商品等の品質を保証するかのような誤解を第三者に与えないように配慮すること

※(3)の補足（もり吉プロフィール）

柴犬の5歳の男の子。

やんちゃで好奇心旺盛な性格。

家で採れたと〜っても長い守口大根を首に巻いている。

お母さんの手作りポーチには大好物の守口漬けが入っている。